

(別記様式第 1 号)

| | |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 4 年度 |
| 計画主体 | 中津市 |

中津市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 中津市 商工農林水産部 林業水産課
所在地 中津市豊田町 14 番地 3
電話番号 0979-22-111 (内線 409)
F A X 番号 0979-24-7522
メールアドレス rinsei@city.nakatsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|-----------------------------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、カラス、カワウ |
| 計画期間 | 令和5年度 ～ 令和7年度 |
| 対象地域 | 中津市 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|------------|-----------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | 水稲、果物類、野菜類 | 7,455 千円 5.83ha |
| | シカ | 水稲、果物類、野菜類 |
| サル | 造林木 | |
| | 野菜類、果物類 | — — |
| タヌキ | 野菜類 | — — |
| アナグマ | 野菜類 | — — |
| アライグマ | 野菜類、果物類 | — — |
| カラス | 野菜類、果物類 | 484 千円 1.21ha |
| カワウ | 魚 | — — |

(2) 被害の傾向

| |
|--|
| <p>○イノシシについては、山林に隣接した農地を中心に市内全域で恒常的に被害を受けている。被害としては稲の食害や押し倒しの被害が特に激しく、野菜、果物等の食害や田の畔の掘り起こしも確認される。</p> <p>○シカについては、山間部を中心に市内全域で恒常的に被害を受けている。スギ、ヒノキなどの造林木の若芽の食害や皮剥ぎ被害、稲、野菜、果物等の食害も確認される。</p> <p>○サルについては、耶馬溪町金吉地区に定期的に群れで襲来し、農作物被害の拡大が懸念される。また、稀に山林に隣接した集落においても単独で出没し、農作物被害やペットを襲うといった被害を受けている。農作物等の被害は家庭菜園における被害が殆どであり、被害面積・金額の把握が困難な状況。</p> <p>○タヌキについては、市内全域で恒常的に野菜、果物類の食害や糞害といった被害を受けている。農作物等の被害は家庭菜園における被害が殆どであり、被害面積・金額の把握が困難な状況。</p> <p>○アナグマについては、山林に隣接した農地を中心に市内全域で恒常的に野菜、果物類の食害を受けている。農作物等の被害は家庭菜園における被害が殆どであり、被害面積・金額の把握が困難な状況。</p> <p>○アライグマについては、市内全域で恒常的に野菜、果物類の食害を受けている。また、住居屋根裏に住み着き糞尿被害も確認される。農作物等の被害は家庭菜園における被害が殆どであり、被害面積・金額の把握が困難な状況。</p> |
|--|

握が困難な状況。

○カラスについては、市内全域で恒常的に野菜、果物類の食害や糞害といった被害を受けている。繁殖期においては、人を襲う被害も確認される。

○カワウについては、山国川での目撃情報が多く、アユ等の水産物の食害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値 (令和3年度) | | 目標値 (令和7年度) | |
|-------|----------------|--------|----------------|--------|
| | 被害金額 | 被害面積 | 被害金額 | 被害面積 |
| イノシシ | 7,455 千円 | 5.83ha | 5,218 千円 | 4.08ha |
| シカ | 82 千円 | 0.28ha | 57 千円 | 0.19ha |
| サル | — | — | — | — |
| タヌキ | — | — | — | — |
| アナグマ | — | — | — | — |
| アライグマ | — | — | — | — |
| カラス | 484 千円 | 1.21ha | 338 千円 | 0.85ha |
| カワウ | 0 千円 | 0.00ha | 0 千円 | 0.00ha |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|---|---|
| 捕獲等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲奨励金（イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、カラス、カワウ） ・猟友会への活動補助 ・狩猟免許新規取得者への初心者狩猟講習会費の補助 | <p>高齢化による狩猟者の減少に伴って、捕獲の担い手の育成が課題となっている。</p> <p>また、狩猟者の体力的負担を軽減させる捕獲機材の導入を促進させる。</p> |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄線柵 ・電気柵 ・トタン柵 ・シカネット ・海苔網（使用済みを再利用） | <p>防護柵設置は、農林家個人での設置が主となっているが、設置後の管理体制の強化推進が必要である。</p> |
| 生息環境管理その他の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹の除去 | <p>市民の被害対策への理解と協力</p> |

(5) 今後の取組方針

被害防止対策として、集落や地域が主体となって被害防止策を推進させるべく、既設置の集落・地域ぐるみでの防護柵等の管理の徹底、放任果樹の除去を指導することで有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを推進する。また、新たに設置する防護柵への補助も行うことにより、これまで鳥獣被害のなかった地域においても防止対策を推進する。

捕獲対策としては、捕獲員確保のため、従事する狩猟後継者の育成対策として初心者講習会費の助成や、地域猟友会活動費の助成を実施する。また、捕獲意欲の高揚のため報奨金の支給などを実施し捕獲圧の増加を図る。

さらに農林水産物被害軽減を図るため、中津市鳥獣被害対策協議会、宇佐市鳥獣被害対策協議会、豊後高田市有害鳥獣被害防止対策協議会、行橋市鳥獣被害防止対策協議会、豊前市鳥獣被害防止対策協議会、苅田町、みやこ町鳥獣被害防止対策協議会、築上町鳥獣被害防止対策協議会、上毛町鳥獣被害防止対策協議会の9市町の自治体または協議会による広域連携により、各関係機関が連携して、鳥獣被害防止柵の設置、捕獲の担い手の育成・確保及び鳥獣捕獲体制の強化を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| | |
|--------------|---|
| 中津市猟友会 | 年間を通して対象鳥獣の有害鳥獣捕獲の許可を出す。猟友会内で結成された捕獲班により捕獲を行う。捕獲報奨金の対象となる。 |
| 市が認めた狩猟団体 | 年間を通して対象鳥獣の有害鳥獣捕獲の許可を出す。狩猟団体内で結成された捕獲班により捕獲を行う。捕獲報奨金の対象となる。 |
| 自衛捕獲等 | 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者が、市が被害状況を確認した箇所において有害鳥獣の捕獲許可を出す。 |
| 中津市鳥獣被害対策実施隊 | 実施隊の編成を実施。 |

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|----|---------------|--|
| 5 | イソシ、シカ、サル、ヌ | 捕獲器、GPS マーカー、デジタル簡易無線機の導入。新規狩猟者免許取得者の初心者講習会費の助成。 |
| 6 | キ、アマガマ、アライグマ、 | |
| 7 | カラス、カワ | |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| |
|---|
| <p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>令和3年度における捕獲実績は、イノシシ 1,071 頭、シカ 2,852 頭、サル 3 頭、タヌキ 163 頭、アナグマ 269 頭、アライグマ 261 頭、カラス 662 羽、カワウ 0 羽となっている。</p> <p>イノシシについては、農業被害は依然深刻であることから現状並みの捕獲数を維持して被害軽減を図ることとする。過去の捕獲数については、捕獲数が多い年・少ない年を毎年繰り返す傾向があることから、過去4年間（捕獲数の多い年・少ない年を2回ずつ）の捕獲実績の平均値を計画数とする。</p> <p>シカ・サル・タヌキ・アナグマ・アライグマ・カラス・カワウについても、年間を通して農業被害が発生しており、現状並みの捕獲数を維持して被害軽減を図ることとする。過去3年間の捕獲実績の平均値を計画数とする。</p> |
|---|

(単位：頭・羽)

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|--------|-------|-------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ | 1,450 | 1,450 | 1,450 |
| シカ | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| サル | 20 | 20 | 20 |
| タヌキ | 300 | 300 | 300 |
| アナグマ | 800 | 800 | 800 |
| アライグマ | 500 | 500 | 500 |
| カラス | 750 | 750 | 750 |
| カワウ | 18 | 18 | 18 |

| |
|---|
| <p>捕獲等の取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃及びワナによる有害鳥獣捕獲 4月～3月末 中津市全域 ・その他、被害状況及び捕獲依頼に応じて随時有害鳥獣捕獲活動を実施する。 ・広域連携による捕獲対策強化を図るため、縣市町境を中心とした一斉捕獲に取り組む。 |
|---|

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|--|
| 中津市 | イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、カラス、カワウ等 (平成7年4月1日 権限委譲済) |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|--|--------|--------|--------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ・シカ 鉄線柵 電気柵 トタン柵 のり網柵（使用済） | 5,000m | 5,000m | 5,000m |
| シカ シカネット柵 | 100m | 100m | 100m |
| アライグマ 電気柵 | 100m | 100m | 100m |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 |
|------------------------------------|---|
| | 令和5年度～令和7年度 |
| イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アライグマ、アライグマ、カラス、カワウ | ・集落、地域の住民等による防護柵の管理、田畑周辺の草刈といった鳥獣被害防止対策に対する意識改革に取り組む。 |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

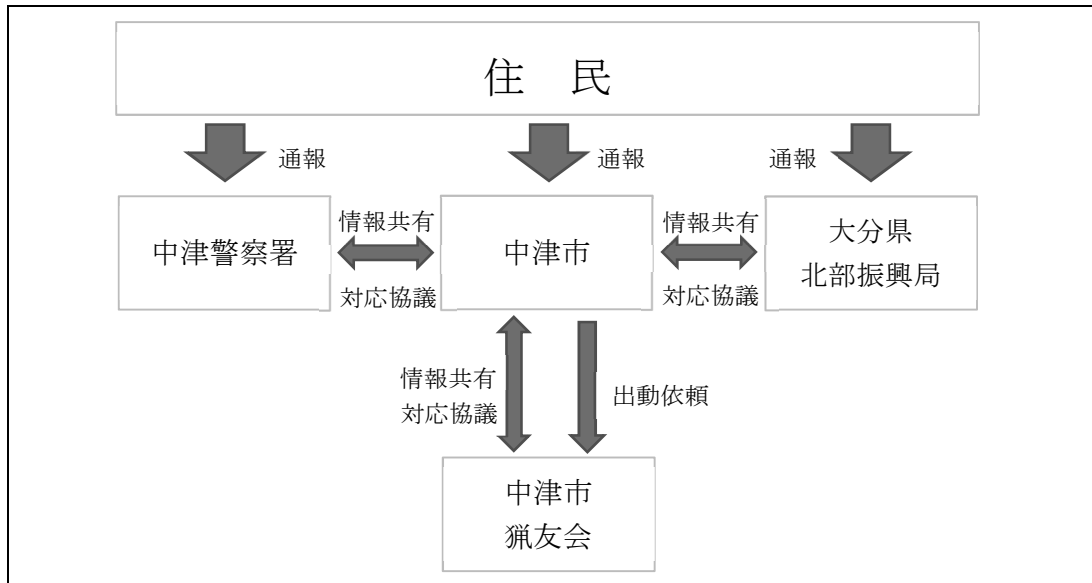
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------------|------------------------------------|---|
| 令和5年度～令和7年度 | イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アライグマ、アライグマ、カラス、カワウ | ・集落、地域が自ら取り組む総合的な鳥獣被害防止対策の支援を行う。 ・集落・地域周辺の整備など、緩衝帯を設置して取り組む。 |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|----------|----------------------------------|
| 中津市 | 情報の収集、地域や関係機関への情報提供、対象鳥獣の追い払い・捕獲 |
| 大分県北部振興局 | 情報の収集、対象鳥獣の追い払い |
| 大分県中津警察署 | 情報の収集、住民の安全確保に関する現場対応 |
| 中津市猟友会 | 対象鳥獣の捕獲 |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設・焼却

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--------------------------------------|---|
| 食品 | <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシの食品等としての利用 ・学校給食等での、ジビエ利用を推進する。 |
| ペットフード | |
| 皮革 | |
| その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | |

(2) 処理加工施設の実施

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 中津市鳥獣被害対策協議会 |
|---|-------------------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 大分県農業共済組合北部支所 大分県農業協同組合北部事業部 下郷農業協同組合 | 農業被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発 |
| 山国川流域森林組合 | 森林被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発 |
| 山国川漁業協同組合 | 放流稚魚(アユ)等の被害情報収集及び被害防止対策の普及啓発 |
| 中津市猟友会 | 有害鳥獣捕獲の実施 |
| 中津市 | 情報の収集、関係機関への連絡・調整 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|-------------------------|------------------------|
| 大分北部地域 鳥獣被害防止対策本部 | 情報交換・集落点検・柵設置指導 |
| 大分北部福岡東部 鳥獣被害防止対策協議会 | 広域連携・情報交換・被害防止・有害鳥獣の捕獲 |

(大分北部福岡東部鳥獣被害防止対策協議会)

| 関係機関の名称 | 役割 |
|------------------|-------------|
| 中津市鳥獣被害対策協議会 | 被害防止対策の普及啓発 |
| 豊前市鳥獣被害防止対策協議会 | 被害防止対策の普及啓発 |
| 上毛町鳥獣被害防止対策協議会 | 被害防止対策の普及啓発 |
| 宇佐市鳥獣被害対策協議会 | 被害防止対策の普及啓発 |
| 豊後高田市鳥獣被害防止対策協議会 | 被害防止対策の普及啓発 |
| 苅田町 | 被害防止対策の普及啓発 |
| みやこ町鳥獣被害防止対策協議会 | 被害防止対策の普及啓発 |
| 行橋市鳥獣被害防止対策協議会 | 被害防止対策の普及啓発 |
| 築上町 | 被害防止対策の普及啓発 |
| 大分県北部振興局 | 被害防止対策の普及啓発 |
| 福岡県行橋農林事務所 | 被害防止対策の普及啓発 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年2月1日～実施隊編成済 R3.1月現在 市職員14名
平成26年4月1日～民間実施隊員編成済（中津市猟友会各支部長等6名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・ 猟友会への活動支援
・ 大分県が開催する有害鳥獣対策研修会に（協議会構成委員及び実施隊員が）積極的に参加することにより、鳥獣対策アドバイザーの認定を受けて、被害集落への防止対策等の普及啓発活動を展開する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策において中津市鳥獣被害対策協議会及び県等と連携し、共同で情報交換会、現地研修会を実施する。また、中津市農業委員会からの被害状況及び被害防止柵設置要望などについても情報収集を図るなど連携する。